

平成 26 年度修正からの主な修正箇所一覧（新旧対照）

本冊 凡例・目次		
項目	平成 29 年度修正案	平成 26 年度修正
目次	<u>(一部項番号まで記載し、具体的な取り組み内容を表示)</u>	(節番号まで記載)
本冊 第 1 編 総則 第 4 章 平成 29 年度修正の概要等		
項目	平成 29 年度修正案 P14	平成 26 年度修正 P14
第 1 節 計画修正の背景	<p><u>区は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月公布）、平成 26 年に修正された東京都地域防災計画を受けて、平成 26 年度に新宿区地域防災計画の修正を行い、防災対策を推進してきた。</u></p> <p><u>その後、平成 27 年 1 月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害対策に必要な基礎調査結果の公表の義務化、市区町村地域防災計画において土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項等を定めることとされた。これを受けて、東京都は基礎調査結果に基づき、平成 28 年度に新宿区内の自然崖における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定および公表を行った。</u></p> <p><u>また、平成 28 年度には内閣府が避難勧告等に関するガイドラインを改定、区では事業継続計画（BCP）を改訂して業務継続体制の強化について定めたところである。</u></p> <p><u>これらの状況を踏まえ、各法令、ガイドライン等との整合性を確保するとともに、更に即応性、実効性等を高めるため、新宿区地域防災計画の修正を行う。</u></p>	<p>区は、東日本大震災の教訓を踏まえ、直ちに課題と解決の方向性を検討し、平成 24 年 3 月に新宿区地域防災計画の修正（平成 23 年度修正・第 25 次）を実施した。さらに、平成 24 年 11 月に大幅修正された東京都地域防災計画を受けて、平成 25 年 12 月に新宿区地域防災計画の修正（平成 25 年度修正・第 26 次）を行い、防災対策を推進してきた。</p> <p>平成 26 年 7 月の東京都地域防災計画の修正を受け、当該計画との整合性を図り、より機能する計画とするため、新宿区地域防災計画の修正を行う。</p>

本冊 第2編 震災対策計画 第1部 第4章 安全な都市づくりの実現

項目	平成 29 年度修正案 P53	平成 26 年度修正 P54
<p>第1節 現在の 到達状 況</p>	<p>2 木造住宅密集地域の改善（減災まちづくり） <u>木造住宅密集地域における実施状況は以下のとおりである。</u> <u>(1) 若葉・須賀町地区</u> <u>共同建替え事業完了 3地区</u> <u>道路拡幅整備事業 396㎡</u> <u>(2) 不燃化推進特定整備事業地区</u> <u>西新宿五丁目が平成26年4月に指定</u> <u>(3) 不燃化建替え助成</u> <u>平成28年6月開始</u></p>	<p>2 木造住宅密集地域の改善（減災まちづくり） 区は、都と連携して、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、道路・公園等の公共施設整備や不燃化建築物への建替えを誘導し、防災性の向上に努めている。</p>
<p>第1節 現在の 到達状 況</p>	<p>3 建築物の耐震化及び安全対策 <u>区有施設の耐震化率は、平成27年度末で100%となり、区有施設の耐震対策は完了している。また、区内の建築物の大部分を占める住宅では、平成27年度末の耐震化率が91.5%となり、目標値90%を上回った。</u> <u>(1) 区有施設の耐震化率100%（平成28年3月）</u> (2) 公立小学校100%（平成25年4月） (3) 公立中学校100%（平成25年4月） <u>(4) 住宅の耐震化率91.5%（平成28年3月）</u> <u>(5) 特定建築物88.0%（平成28年12月）</u></p>	<p>3 建築物の耐震化及び安全対策 区は、発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。 (1) 防災上重要な公共建築物99.4%（平成26年度） (2) 公立小学校100%（平成25年4月） (3) 公立中学校100%（平成25年4月） (4) 民間特定建築物82.0%（平成25年度）</p>

項目	平成 29 年度修正案 P54	平成 26 年度修正 P55																								
第 3 節 対策の 方向性	<p>1 木造住宅密集地域の不燃化促進</p> <p><u>地域住民との協働による新たな防災規制及び地区計画等の導入、共同建替えや木造住宅の建替えに要する費用の一部を助成し、建築物の不燃化を促進するとともに、道路等の公共施設を整備し、市街地の不燃化を促進する。</u>また、主要な都市計画道路の整備等により、延焼遮断帯の形成を促進する。</p>	<p>1 木造住宅密集地域の不燃化促進</p> <p>都が創設した木密地域不燃化 10 年プロジェクト等を活用し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」の実現に向け、都と連携して市街地の不燃化を促進する。また、主要な都市計画道路の整備等により、延焼遮断帯の形成を促進する。</p>																								
項目	平成 29 年度修正案 P55	平成 26 年度修正 P56																								
第 3 節 対策の 方向性	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>新宿区耐震改修促進計画に基づき、<u>木造住宅・非木造住宅及びマンション、特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物について耐震化の必要性の啓発や区の支援制度の周知利用促進</u>により耐震化を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。</p>	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>新宿区耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、公共建築物及び民間特定既存耐震不適格建築物の耐震診断、耐震改修工事等を促進する。特に耐震補強が必要な中高層住宅に対し、耐震診断等への補助及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。</p>																								
項目	平成 29 年度修正案 P57	平成 26 年度修正 P58																								
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	<p><u>【防災街区整備事業地区一覧（事業中地区）】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>関係 権利 者数</th> <th>地区 面積 (ha)</th> <th>都市計画決 定 (変更決定)</th> <th>事業完了 予定年度</th> <th>施行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西新宿</u></td> <td><u>約</u></td> <td><u>約</u></td> <td><u>平成 27 年</u></td> <td><u>平成 33</u></td> <td><u>組 合</u></td> </tr> <tr> <td><u>五丁目</u></td> <td><u>472</u></td> <td><u>2.4</u></td> <td><u>8 月</u></td> <td><u>年度</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>北地区</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	関係 権利 者数	地区 面積 (ha)	都市計画決 定 (変更決定)	事業完了 予定年度	施行者	<u>西新宿</u>	<u>約</u>	<u>約</u>	<u>平成 27 年</u>	<u>平成 33</u>	<u>組 合</u>	<u>五丁目</u>	<u>472</u>	<u>2.4</u>	<u>8 月</u>	<u>年度</u>		<u>北地区</u>						(追加)
地区名	関係 権利 者数	地区 面積 (ha)	都市計画決 定 (変更決定)	事業完了 予定年度	施行者																					
<u>西新宿</u>	<u>約</u>	<u>約</u>	<u>平成 27 年</u>	<u>平成 33</u>	<u>組 合</u>																					
<u>五丁目</u>	<u>472</u>	<u>2.4</u>	<u>8 月</u>	<u>年度</u>																						
<u>北地区</u>																										

項目	平成 29 年度修正案 P59	平成 26 年度修正 P60																					
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	区内での新防火地域の指定状況は、次のとおりである。	区内での新防火地域の指定状況は、次のとおりである。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定区域</th> <th>面積</th> <th>施行年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上落合二丁目の一部及び三丁目の全域</td> <td>約 27.8ha</td> <td>平成 26 年 8 月</td> </tr> <tr> <td><u>赤城下町、中里町の全域及び、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部</u></td> <td>約 11.6ha</td> <td><u>平成 28 年 6 月</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 39.4ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定区域	面積	施行年月	上落合二丁目の一部及び三丁目の全域	約 27.8ha	平成 26 年 8 月	<u>赤城下町、中里町の全域及び、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部</u>	約 11.6ha	<u>平成 28 年 6 月</u>	計	約 39.4ha		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>面積</th> <th>施行年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上落合二・三丁目地区 (上落合二丁目の一部及び三丁目の全域)</td> <td>27.8ha</td> <td>平成 26 年 8 月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27.8ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	面積	施行年度	上落合二・三丁目地区 (上落合二丁目の一部及び三丁目の全域)	27.8ha	平成 26 年 8 月	計	27.8ha	
	指定区域	面積	施行年月																				
	上落合二丁目の一部及び三丁目の全域	約 27.8ha	平成 26 年 8 月																				
<u>赤城下町、中里町の全域及び、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部</u>	約 11.6ha	<u>平成 28 年 6 月</u>																					
計	約 39.4ha																						
地区名	面積	施行年度																					
上落合二・三丁目地区 (上落合二丁目の一部及び三丁目の全域)	27.8ha	平成 26 年 8 月																					
計	27.8ha																						
項目	平成 29 年度修正案 P60	平成 26 年度修正 P61																					
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	<u>ウ 感震ブレーカー等設置費用助成</u> <u>災害時活動困難度を考慮した総合危険度 4 又は 5 の地域にある住宅の所有者に対し、感震ブレーカー等設置費用一部助成を、平成 29 年 10 月より実施している。</u>	(追加)																					

項目	平成 29 年度修正案 P66	平成 26 年度修正 P67
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	<u>※土砂災害対策については、第 3 編 第 2 部「第 5 章 土砂災害対策」に移行</u>	ウ 土砂災害の防止 (ア) 土砂災害防止法 (以下省略)
本冊 第 2 編 震災対策計画 第 1 部 第 5 章 広域的な視点からの応急対応力の強化		
項目	平成 29 年度修正案 P127～	平成 26 年度修正 P130
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	<u>「新宿区事業継続計画（地震編）平成 29 年 3 月改訂を反映。</u>	(省略)
項目	平成 29 年度修正案 P134～	平成 26 年度修正 P138～
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	協力協定等 <u>平成 26 年度以降締結した協力協定等を追加</u> <u>○「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」(東京都・平成 27 年 3 月)</u> <u>○「避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書」(東京都・平成 29 年 6 月)</u> <u>○「新宿区の区域内の飲食店における防火・防災上の安全性の確保に係る覚書」(東京消防庁四谷消防署、同牛込消防署及び同新宿消防署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支</u>	協力協定等 (省略)

	<p><u>部並びに公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部・平成 29 年 3 月)</u></p> <p><u>○「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定書」(西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合・平成 28 年 12 月)</u></p> <p><u>○「災害時における二次避難所(福祉避難所)の開設及び運営に関する協定」(もみの樹園外 12 か所)</u></p> <p><u>○「災害発生時における非常放送に関する協定」(株式会社スタジオアルタ・平成 29 年 6 月)</u></p> <p><u>○「災害発生時における非常放送に関する協定」(株式会社フラッグス・平成 29 年 6 月)</u></p> <p><u>○「災害発生時における非常放送に関する協定」(株式会社ユニカ・平成 29 年 6 月)</u></p> <p><u>○「災害時における輸送業務に関する協定書」(東京都個人タクシー協同組合新宿支部・平成 29 年 12 月)</u></p>	
項目	平成 29 年度修正案 P145	平成 26 年度修正 P146
第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)	<p>【災害応急活動施設】 (省略) <u>二次避難所(福祉避難所)</u> <u>各地域交流館、各児童館、各子ども家庭支援センター、各シニア活動館、薬王寺地域ささえあい館、高齢者いこいの家清風園、各民間高齢者福祉施設(もみの樹園、北新宿特別養護老人ホーム、あかね苑、マイウェイ四谷、フォレスト西早稲田、新宿けやき園、デンマークイン新宿、神楽坂、原町老人ホーム、聖母ホーム、マザアス新宿、ヘルスケアタウン下落合)、各区立幼稚園、子ども総合センター、各区立福祉作業所、障害者福祉センター、新宿生活実習所、あゆみの家、新宿養護学校、障害者生活支援センター、シャロームみなみ風</u></p>	<p>【災害応急活動施設】 (省略) 二次避難所(福祉避難所) 各児童館・ことぶき館、各子ども家庭支援センター、各地域交流館、各シニア活動館、各区立幼稚園、障害者福祉センター、各福祉作業所、子ども総合センター、あゆみの家、新宿生活実習所、高齢者いこいの家清風園、新宿養護学校</p>

項目	平成 29 年度修正案 P148	平成 26 年度修正 P149
第 6 節 具体的 な取組 (応急 対策)	(3) 区本部の組織 (省略) <u>平成 29 年度の災害対策本部条例施行規則の改正に伴う修正を実施</u>	(3) 区本部の組織 (省略)
本冊 第 2 編 震災対策計画 第 1 部 第 8 章 帰宅困難者対策		
項目	平成 29 年度修正案 P214	平成 26 年度修正 P214
第 1 節 現在の 到達状 況	7 新宿駅周辺防災対策協議会の設置 <u>新宿駅周辺の企業、商店街、商業・集客施設、学校、鉄道事業者、ライフライン関係機関、警察、消防及び区等は、平成 14 年 2 月に新宿区帰宅困難者対策推進協議会（現 新宿駅周辺防災対策協議会）を設置し、以降、訓練や講習会、セミナー等の実施を通じて、協議会会員事業者等の防災力向上に努めている。</u> <u>協議会は平成 21 年 3 月に、自助・共助・公助の考えに基づく「新宿ルール」(① 組織は組織で対応する ② 地域が連携して対応する ③ 公的機関が地域を支える) を策定し、新宿駅周辺地域の防災対策の基本方針とした。</u> <u>また、協議会は平成 28 年 6 月に、地震発生時における新宿駅周辺地域の行動ルールとして「新宿ルール実践のための行動指針」(① むやみに移動しない ② 現地本部を中心に連携する ③ 地域で傷病者に対応する) を策定した。</u>	7 新宿駅周辺防災対策協議会の設置 鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成 14 年 3 月に新宿区帰宅困難者対策推進協議会（現 新宿駅周辺防災対策協議会）を設置した。

項目	平成 29 年度修正案 P214	平成 26 年度修正 P214
<p>第 1 節 現在の 到達状 況</p>	<p><u>8 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定</u> <u>国は平成 24 年に都市再生特別措置法の一部を改正して、大規模地震発生時の都市再生緊急整備地域内の滞留者等の安全を確保することを目的とした「都市再生安全確保計画制度」を創設した。</u> <u>本制度は、都市再生緊急整備地域において設立された都市再生緊急整備協議会により策定された都市再生安全確保計画に位置付けられた防災事業に対して、補助金交付や規制緩和等の支援を行うものである。</u> <u>区はこの制度を活用して新宿駅周辺地域（特定都市再生緊急整備地域）における防災機能の強化を図るため、平成 26 年 1 月、『新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会』を設立し、同協議会は同年 3 月、『新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画』を策定した。</u></p>	<p>(記載なし)</p>
項目	平成 29 年度修正案 P221	平成 26 年度修正 P221
<p>第 5 節 具体的 な取組 (予防 対策)</p>	<p>【新宿ルール】 <u>新宿ルール 1 組織は組織で対応する（自助）</u> <u>(省略)</u> <u>新宿ルール 2 地域が連携して対応する（共助）</u> <u>(省略)</u> <u>新宿ルール 3 公的機関が地域を支える（公助）</u> <u>(省略)</u></p>	<p>【新宿ルール】 新宿ルール 1 (安否情報を確認し、職場・学校等に留まる) (省略) 新宿ルール 2 (現地本部を立ち上げ、緊急交通路を確保した避難誘導) (省略) 新宿ルール 3 (公的機関が連携して地域をサポート)</p>

本冊 第3編 風水害対策計画 第2部 第5章 土砂災害対策		
項目	平成 29 年度修正案 P366	平成 26 年度修正
第1節 土砂災害防止法	土砂災害防止法は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。	(第2編 震災対策計画 第1部 第4章 安全な都市づくりの実現) から移行
第2節 土砂災害警戒区域等の指定	<u>平成 26 年 8 月広島市で発生した土砂災害を受けて、平成 26 年 11 月に土砂災害防止法が改正され、平成 27 年 1 月に施行された。このことにより、都道府県は、土砂災害防止対策に必要な基礎調査結果の公表が義務付けられた。これを受けて東京都は、区内において平成 28 年 9 月 29 日に結果を公表し、平成 29 年 3 月 13 日、区内の自然斜面において土砂災害警戒区域 20 か所 (内、土砂災害特別警戒区域 14 か所) を指定した。</u>	(記載なし)
第3節 土砂災害の危険性周知	<u>土砂災害ハザードマップを土砂災害警戒区域等の住民に戸別配布することにより、土砂災害の危険性や土砂災害警戒区域、避難所等を周知するとともに、土砂災害からの的確な避難行動をとるための知識を普及する。</u>	(記載なし)

<p>第4節 警戒避難体制の整備</p>	<p><u>1 情報の収集・伝達</u> <u>気象庁が発表する気象情報（大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、アメダスの雨量、6時間先までの降水量分布）、土砂災害警戒情報及び警戒判定メッシュ情報を収集する。また、土砂災害の前兆現象を把握するため、職員の巡回監視を行うとともに、特別出張所、消防署、警察署及び消防団等関係機関から情報を収集する。</u> <u>避難勧告等の発令や避難所の開設状況等、避難に関する情報を警戒区域等の住民へ確実に伝達するため、区ホームページ、防災行政無線、区防災気象情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ツイッター等のSNS、広報車による広報など、多様な手段を用いる。</u></p>	<p>(記載なし)</p>
<p>項目</p>	<p>平成 29 年度修正案 P367</p>	<p>平成 26 年度修正</p>
<p>第4節 警戒避難体制の整備</p>	<p><u>2 避難勧告等の発令</u> <u>土砂災害警戒情報が発表された場合、ただちに避難勧告等を発令することを基本とする。ただし、警戒区域の地理的状況が異なるため、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）を活用し、地域特性を踏まえた避難勧告等の発令の判断基準とする。また、発令は警戒区域ごとに個別に区域を明示して行う。</u></p>	<p>(記載なし)</p>
<p>第4節 警戒避難体制の整備</p>	<p><u>3 避難所の開設・運営</u> <u>区は避難勧告等を発令するにあたり、水害時の避難所の指定に準じ、地域センター及び区立小・中学校等（一部の学校を除く）区施設を避難所として開設し、避難誘導を行う。</u></p>	<p>(記載なし)</p>

第4節 警戒避難体制 の整備	<u>4 要配慮者への支援</u> <u>在宅の要配慮者については、災害時要援護者名簿及び防災 気象情報メールへの登録を奨励し、避難情報を要配慮者や避 難支援者に伝達する。また、要配慮者利用施設等に対しては、 避難勧告等が発令された場合に要配慮者の避難が円滑に行わ れるよう、介護サービス事業者、医療事業者に対し避難体制 に関する説明会を実施するなど、土砂災害に対する防災意識 の向上を図る。</u>	(記載なし)
第4節 警戒避難体制 の整備	<u>5 防災意識の向上</u> <u>住民説明会や防災訓練等の機会に、土砂災害警戒区域や避 難についての説明を行い、防災意識の向上を図る。</u>	(記載なし)
本冊 第3編 風水害対策計画 第3部 第2章 情報の収集・伝達		
項目	平成 29 年度修正案 P387	平成 26 年度修正 P384
第1節 気象情 報等及 び通信 連絡	<u>【気象情報発表基準値(新宿区)(平成 29 年 7 月 7 日現在)】</u> <u>(基準値表を更新)</u>	気象情報発表基準値(新宿区) (省略)

第1節 気象情報等及び通信連絡	(追加) <u>記録的短時間大雨情報</u> <u>大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する。</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1時間雨量</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100mm</u></td> </tr> </table>	<u>1時間雨量</u>	<u>100mm</u>	(記載なし)
<u>1時間雨量</u>	<u>100mm</u>			
項目	平成 29 年度修正案 P390	平成 26 年度修正		
第1節 気象情報等及び通信連絡	<u>3 妙正寺川水位周知</u> <u>妙正寺川の基準地点の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したときに、都は、新宿区を含む水防関係機関に情報を伝達する。</u> <u>(省略)</u>	(記載なし)		
本冊 第3編 風水害対策計画 第3部 第7章 避難				
項目	平成 29 年度修正案 P405	平成 26 年度修正 P401		
第1節 避難体制の整備、勧告、指示	2 避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> 、勧告又は指示 <u>(緊急)</u> など <u>(省略)</u>	2 避難準備、勧告又は指示など (省略)		

本冊・別冊

本冊及び別冊のインデックスを強化し、検索し易さを向上した。

(例) 本冊



(例) 別冊



(例) 本冊



(例) 別冊 (インデックス無し)

※一覧の他、各防災関係機関の災害対応、区のその他の取組み、データの時点修正等を行っています。